

国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

8月1日から使える新しい「資格確認書」を7月中旬に発送しました

問 町民課 国保給付係 ☎ 025 - 784 - 3453

「資格確認書」は、加入している医療保険の種類や年齢、マイナ保険証の所持・利用状況に応じて、発行される方と発行されない方がいます。昨年度と取り扱いが変わっている部分がありますのでご注意ください。

国民健康保険の方

新しい資格確認書の色「空色」

国民健康保険の資格確認書は「マイナ保険証」の所持状況に応じて発行されます。

マイナ保険証	資格確認書（国保）
持っていない方	発行されます
持っている方	発行されません※ 1

※ 1 「資格情報のお知らせ」

マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」を発行しています。ただし、70～74歳の方を除き、既に「資格情報のお知らせ」を発行させていた方には発送していません。

（国民健康保険 / 後期高齢者医療共通事項）

- 「マイナ保険証」とは、マイナンバーカードを保険証として利用する仕組みのことで、令和6年12月から、これを基本とする仕組みへ移行したことにより、従来の紙の保険証は発行されなくなりました。
 - 「資格確認書」は、マイナ保険証を所持していない方などに保険証の代わりとして発行するものです。
 - 「資格情報のお知らせ」は「資格確認書」が発行されない方へ発送しているものです。このお知らせだけでは医療機関を受診することができませんので、受診の際はマイナ保険証で受診してください。
- ※ 8月になっても資格確認書が届かない、または届いた資格確認書等の記載内容に誤りがあった場合など町民課国保給付係までご連絡ください。
- ※ 古い資格確認書の回収はしませんので、ハサミで裁断するなど各自で破棄してください。

後期高齢者医療保険（75歳以上の方等）の方

新しい資格確認書の色「ベージュ色」

後期高齢者医療保険についても、令和8年度から以下のように「マイナ保険証」の所持・利用状況や年齢に応じて資格確認書が発行されます。

資格確認書が発行されない方には「資格情報のお知らせ」を送ります。

要件① 年齢

年齢（令和 8.8.1 時点）	資格確認書（後期）
85歳以上の方	発行されます
84歳以下の方	要件②へ

要件② マイナ保険証の所持状況（84歳以下の方）

マイナ保険証	資格確認書（後期）
持っていない方	発行されます
持っている	要件③へ

要件③ マイナ保険証の利用状況（84歳以下の方）

マイナ保険証の利用	資格確認書（後期）
利用していない	発行されます
一定回数以上利用している方※ 2	発行されません

※ 2 一定回数以上利用している方とは、県の広域連合が把握可能な期間において、以下の両方を満たしている方のことです。

- ・ 1年で6回以上マイナ保険証を利用している
- ・ 概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用したことがある